

2024年12月10日

各 位

会 社 名 ピジョン株式会社
代表者名 代表取締役社長
北 澤 憲 政
(コード 7956 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営戦略本部長
田 窪 伸 郎
(03-3661-4204)

再発防止策の策定及び役員報酬の減額について

当社は、2024年8月14日付「当社グループ子会社元従業員による不適切取引の疑い」においてお知らせしましたとおり、社内及び外部の有識者による各種調査により、当社グループ子会社において、元従業員により架空発注や転売等の不適切な取引が行われていたこと（以下「本件事案」といいます。）を確認いたしました。当社は、本件事案の調査結果を真摯に受け止め、原因分析を通じて当社が取り組むべき再発防止策を検討してまいりましたが、取締役会において再発防止策を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本件事案の発生を防げなかったことを真摯に受け止め、役員による経営責任を明確にするために報酬を減額することといたしましたので、併せてお知らせいたします。

今後は、再発防止策を適切に実施し、株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様からの信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本件事案の調査結果及び原因分析

調査の結果、本件事案は元従業員による単独の不正であると認定され、組織的な不正及び隠ぺいは確認されませんでした。2019年から2024年にかけて不正の兆候を発見できなかったことから、当社における不正行為等の防止のための措置及びモニタリング体制について一定の不備があり、以下の事由に起因して本件事案の発生を防ぐことができなかったものと判断いたしました。

- (1) 業務フローの不備及び形骸化：発注段階において発注書と契約書の照合が不十分な場合があったほか、支払段階において支払申請の内容を証憑により確認するプロセスが不十分であり、支払の承認裁に用いられていた決裁印の管理が十分でなかった点など業務フローの不備及び形骸化が見られた上、不正に及んだ元従業員が所属していた部署は業務内容に照らして専門性が求められ、他部署が業務フローに関与する機会に乏しかったため、牽制機能が十分に果たされていなかった。
- (2) サプライヤー等外注先の選定及び管理に関する不備：利害関係の有無の確認が不十分であるなどサプライヤー選定過程に不備があり、外注先管理が徹底されていなかったことから、癒着したサプライヤーと通謀して内部統制の隙をついて不正に及ぶことが可能であった。

- (3) 内部統制の脆弱性：検収に関する職務分掌が不徹底であったため部門内における牽制機能が果たされず、他部門からの業務プロセスに対する監視機能の欠如、金型と製品等の管理体制の不備により、業務フローに反する業務遂行など、内部統制の隙をついて不正ないし不正と評価するに至る前段階の行為に及ぶことが可能であった。
- (4) コンプライアンス意識の欠如：不正に及んだ元従業員において、業務フローその他の社内ルールを遵守しようとする意思が鈍麻していた。

2. 再発防止策の概要

(1) 発注及び支払にかかる業務フローの見直し

牽制機能を十分に果たし得る組織体制を実現するべく、当社グループ子会社に対し、本件事案の調査結果及びこれに対する再発防止策を広く周知するとともに、組織内において牽制を効かせることができる適切な人材を配置して牽制管理機能の強化を図ります。また、牽制管理に十分な知識を持つ人材を登用して運用体制の適正化を図り、証憑等から不正行為の兆候や疑義を発見することにより牽制管理の強化に努めます。

特に、これまでは発注担当者が自ら検収を実施していましたが、今後は、取引の実態を第三者的な立場から確認できるようにするために、発注担当者以外の部員や部門外の役職員が検収に立ち会うなどして、恣意的な納品及び検収がなされないように検収フローを見直し、支払承認プロセスにおいても、各承認者が契約書と証憑類の精査を必ず実施することといたします。2025年3月までに職務分掌・権限規程等により上記検収フロー及び支払承認プロセスの見直しを反映いたします。

(2) サプライヤー選定過程に対する部署外からの牽制及び癒着の防止

不正に及ぶ機会を根絶するために部署外からの牽制機能を強化いたします。サプライヤーとの癒着により内部統制機能に間隙が生じたことに鑑み、適時適切に相見積りを取らせる、年に1回、当社グループ会社及びその統括部門が定期的な信用調査や能力評価を行うなどして特定のサプライヤーとの癒着を防止、利益相反の牽制、サプライヤーの適切な管理に努め、外注案件につき透明化及び公正化を図るよう、職務分掌・権限規程等においてサプライヤー選定の評価基準と決裁者を定め、恣意的なサプライヤー選定を排除いたします。

具体的には、新規サプライヤーの選定については2024年末に新たな運用を開始する予定であり、既存サプライヤーに対する定期的な評価においては、2025年3月末までに同運用を開始する予定です。また不正の早期発見及び癒着防止の観点から、選定の評価基準を下回ったサプライヤーについては見直しの検討を行います。なお、本件事案において不正に関与したと認定したサプライヤーについては、再犯防止の観点から既に取引を停止しております。

(3) グループ内部統制機能の強化

内部統制の一環として不正が発覚した場合にすみやかに調査に着手して全容を解明することは当然のことですが、不正の痕跡を発見する段階に至っていない場合であっても、業務フローを無視して業務を進めようとしている事態が判明した場合など不正行為の可能性を認識した場合には、必ず調査等を実施して適切に対処する旨を社内ルールとして明文化し、2025年3月末までに当社及び当社グループ子会社に周知してまいります。当社のグループ内部統制の重要性に係る意識を徹底させるためには、毎年実施しているコンプライアンス研修において、従前は不正に関する一般的・抽象的な注意喚起に留まっていた内容を更に充実させるべく、2025年以降は当社グループにおいて過去に発生した具体的事案を可能な限り具体的かつ詳細に説明することとし、加えて、不正がもたらす個人に対する不利益だけでなく当社グループに与える経済的損害や当社グループの社会的評価・価値の低下などを指導するなど当社グループの役職員に対する同ルールの浸透を図り、ときに過剰な反応との誹りを受けることを厭わずに不正行為の存在を許容

しないよう不断の努力を続ける所存です。

また、当社グループによる自浄作用を強化するべく、毎年実施されるコンプライアンス研修の内容として内部通報制度の利用方法等を周知することを通じて能動的かつ積極的な通報を促し、当社グループに設置している通報窓口を通じて不正行為を迅速に発見し、適時適切に調査するよう努めてまいります。

(4) コンプライアンス意識の涵養及び研修等を通じた指導

当社は従前から年に 1 回コンプライアンス研修を実施してグループ内にコンプライアンス意識を浸透させるための取組みを実施していたものの、本件事案の発生を防げなかった反省を踏まえ、2025 年のなるべく早期に、定期的なコンプライアンス研修とは別に、本件事案など具体的な事象を題材に直接関係のないグループ子会社を含め当社グループ全体に向けて当社の経営理念及び行動規範を周知・徹底させるとともに、より一層のコンプライアンス意識を浸透させるべく、役職員に対して不正を抑止し不正を早期に検知するための具体的な指導を行います。

3. 役員報酬の減額について

今回の事態を厳粛に受け止め、本件事案に関して決算発表等の遅延に対する経営責任を明確にするとともに、今後の再発防止を徹底する観点から、当社役員の報酬を減額することにいたしました。

代表取締役社長	報酬月額	の 10%	1 か月
管掌取締役	報酬月額	の 10%	1 か月

以 上